地方独立行政法人大阪市博物館機構長期継続契約に関する要領

平成 31 年４月１日

（趣旨）

第１条　この要領は、地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「本法人」という。）が行う契約のうち、契約期間が契約を締結する年度の翌年度以降にわたる契約（以下「長期継続契約」という。）を行う場合の必要な事項について定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第２条　本法人は、次の各号に該当する契約を締結する場合には、長期継続契約を締結することができる。

（１）　電気・ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約

（２）　不動産の借入契約

（３）　物品の借入契約で、長期継続契約を締結することが本法人にとって有利であり、かつ、長期継続契約を締結しなければ毎年４月１日から当該物品を確実に借り入れることが困難になるもの

（４）　役務の提供を受ける契約で、長期継続契約を締結することが本法人にとって有利であり、かつ、長期継続契約を締結しなければ毎年４月１日から当該役務の提供を安定的に確保することが困難になるもの

（５）　商慣習上暦年など年度末以外の時期までの契約が一般的であり、予算の執行上年度をまたがらなければ締結が困難になるもの

（施行の細則）

第３条　この要領の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。